

## 老人短期入所事業喜久寿苑 介護予防短期入所生活介護サービス利用料金

令和元年10月1日改定

### 多床室(2人・4人部屋) 利用の場合

ご契約者の要支援度		要支援 1	要支援 2
1日あたりのサービス負担額	① 1割負担	529円	659円
	② 2割負担	1,058円	1,317円
	③ 3割負担	1,587円	1,975円
④食費		朝食320円・昼食おやつ600円・夕食590円	
⑤居住費		960円	
自己負担額合計	①+④+⑤ 1割負担	2,999円	3,129円
	②+④+⑤ 2割負担	3,528円	3,787円
	③+④+⑤ 3割負担	4,057円	4,445円

### 個室利用の場合(従来型個室)

ご契約者の要支援度		要支援 1	要支援 2
1日あたりのサービス負担額	⑤ 1割負担	529円	659円
	⑥ 2割負担	1,058円	1,317円
	⑦ 3割負担	1,587円	1,975円
⑧食費		朝食320円・昼食おやつ600円・夕食590円	
⑨居住費		1,590円	
自己負担額合計	⑤+⑧+⑨ 1割負担	3,629円	3,759円
	⑥+⑧+⑨ 2割負担	4,158円	4,417円
	⑦+⑧+⑨ 3割負担	4,687円	5,075円

サービス利用料金には介護職員処遇改善の為、短期生活処遇改善加算 I 8.3%と介護職員等特定処遇改善加算 I 2.7%を乗じた金額が含まれています。  
 ※食費と居住費は利用者負担限度額が設けられています。

上記料金に加えて以下のサービスが加算されます。(☆は該当するご契約者のみ)

加算対象サービス	自己負担額			備考
	1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制加算 I 1	21円	42円	62円	介護福祉士が60%以上配置されている場合
療養食加算(☆)	10円	20円	30円	病状等に応じて療養食が提供された場合(一回につき)
認知症専門ケア加算 II (☆)	5円	9円	13円	利用者総数のうち認知症の占める割合が2分の1以上あり、認知症介護の指導に係る者を1名以上配置している場合
短期入所生活介護送迎加算(☆)	222円	444円	666円	送迎を行った場合(片道につき)

加算対象サービスには介護職員処遇改善の為、短期生活処遇改善加算 I 8.3%と介護職員等特定処遇改善加算 I 2.7%を乗じた金額が含まれています。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### ※ 以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となります。

区分	利用料
介護保険の支給限度額を超えるサービス利用	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者負担となります。
理美容	理髪店の規程のとおり
レクリエーション、クラブ活動	材料代等の実費
複写物の交付	一枚につき10円
電気代(電気毛布など)	日額40円
食事の提供(再掲)	朝食320円・昼食おやつ600円・夕食590円
居住環境(再掲)	多床室960円・従来型個室1,590円